

第1号議案

専決処分について

こうふ開府500年記念事業実行委員会規約第14条第1項の規定により、平成30年度予算について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専 決 処 分

こうふ開府500年記念事業実行委員会規約第14条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年2月18日

こうふ開府500年記念事業実行委員会会長 樋口 雄一

1 専決処分する事項

債務負担行為の追加

2 専決処分する理由

平成31年4月6日に開催予定のこうふ開府500年記念式典の業務委託契約を締結するにあたり、債務負担行為の追加を必要とするが、実行委員会総会を招集する時間的余裕がないので、こうふ開府500年記念事業実行委員会規約第14条の規定により専決処分するものである。

債務負担行為追加の限度額は5,000千円とする。

債務負担行為追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
こうふ開府500年記念式典業務委託料	平成31年度	5,000